

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人の日常生活障害慰謝料（増額分）について、認知症等により要介護1（平成27年3月以降は要介護2）の認定を受けている妻を介護したこと等を考慮して、平成23年7月分から平成28年7月分まで月額3万円が支払われた事例。

1497

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、以下のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（但し、下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 精神的損害（増額分）

金183万円

期間 平成23年7月1日から平成28年7月31日まで

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前記第1項の損害項目についての和解金として、合計金183万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目（同項記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、各署名（記名）捺印の上、各自1通を保有する。また被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成31年2月1日

（仲介委員 西川一八）